

## 「高齢者コホート調査研究」推進・調整会議設置要綱

28川臨臨第1049号  
平成29年2月1日

### （目的及び設置）

- 第1条 「慶應義塾大学殿町タウンキャンパスにおける研究・教育活動の推進に関する連携協定書」に基づき、慶應義塾大学が研究主体となり実施する「川崎市における高齢者の暮らし方と健康に関する学術調査」を円滑かつ適正に実施するとともに、調査結果等を本市施策に資するものとするため、庁内推進体制を構築し、効率的・効果的に関係所管課相互の連絡・調整を図ることを目的として、「高齢者コホート調査研究」推進・調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
- 2 調整会議は、川崎臨海部戦略拠点形成推進本部設置要綱第5条の規定に基づく幹事会と位置づける。

### （所掌事務）

- 第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- （1）調査の円滑かつ適切な実施に関わる連絡・調整に関すること。
  - （2）その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （組織等）

- 第3条 調整会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 調整会議は、別表2に掲げる職にある者をアドバイザーと位置付け、必要に応じて出席を求めることができる。
- 3 議長は、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部長をもって充てる。
- 4 副議長は、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部担当課長をもって充てる。

### （議長）

- 第4条 議長は、会務を総理する。
- 2 議長に事故があるときは、副議長が、その職務を代理する。

### （会議）

- 第5条 調整会議は、必要に応じ議長が召集する。

### （関係者の出席等）

- 第6条 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （庶務）

- 第7条 調整会議の庶務は、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表 1

健康福祉局	企画課長
	地域包括ケア推進室担当課長
	高齢者在宅サービス課長
	介護保険課長
	健康増進課長
	医療保険課長
臨海部国際戦略本部	成長戦略推進部長
	成長戦略推進部担当課長

別表 2

健康福祉局長
健康福祉局医務監
健康福祉局保健所長
臨海部国際戦略本部長